



# 長野県報

1月29日(木)  
令和8年  
(2026年)  
第679号

## 目 次

### 規則

一般職の職員の旅費に関する規則及び長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	2
---	---

### 告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療政策課）	7
長野県収入証紙売りさばき人の氏名（名称）等変更の届出（会計課）	8

### 公 告

特定調達契約に係る一般競争入札（財産活用課）	9
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（12件）（産業立地・IT振興課）	11
県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課）	22
土地改良区の定款変更の認可（4件）（農地整備課）	22
土地改良区連合の定款変更の認可（農地整備課）	23
土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	23
土地改良区連合役員の就退任の届出（農地整備課）	23
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	23
特定調達契約に係る落札者の決定（産業人材育成課）	24
特定調達契約に係る一般競争入札（2件）（特別支援教育課）	24

# 規則

一般職の職員の旅費に関する規則及び長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年1月29日

長野県人事委員会委員長 青木 恒

## 長野県人事委員会規則第4号

一般職の職員の旅費に関する規則及び長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則

(一般職の職員の旅費に関する規則の一部改正)

第1条 一般職の職員の旅費に関する規則(昭和30年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条及び第30条の規定により」を「の規定に基づき」に改める。

第2条を次のように改める。

(退職者等の旅費)

第2条 旅費条例第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職、免職、失職又は休職(以下この項及び次項において「退職等」という。)の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じて計算した退職等の日にいた地から旧在勤地までの職員相当の旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じて計算した退職等の日にいた地から新在勤地までの職員相当の旅費

2 前項第2号の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同号に規定する旅費に、移転料のうち家族の転居に要する費用及び家族移転料に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第7条を第21条とし、同条の前に次の12条を加える。

(給与の種類)

第9条 旅費条例第6条第5項及び第24条第3項に規定する人事委員会が定める給与の種類は、次に掲げる給与とする。

(1) 一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)に規定する給料、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、初任給調整手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(同条例第27条の3の規定による手当を含む。次号及び第3号において同じ。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林業普及指導手当及び災害派遣手当又はこれらに相当する給与

(2) 長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)に規定する給料、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、初任給調整手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、べき地手当(同条例第27条の3の規定による手当を含む。)、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当又はこれらに相当する給与

(3) 長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号)に規定する給料、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、初任給調整手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与

(鉄道賃に係る鉄道)

第10条 旅費条例第8条第1項に規定する人事委員会が定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

(2) 軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道に類するもの

(船賃に係る船舶)

第11条 旅費条例第9条第1項に規定する人事委員会が定めるものは、海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。

(航空賃に係る航空機)

第12条 旅費条例第10条第1項に規定する人事委員会が定めるものは、航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。

(自家用車を利用する移動に要する費用)

第13条 旅費条例第11条に規定する人事委員会が定める額は、走行距離1キロメートルにつき30円とする。ただし、四輪の自動車以外を利用する場合にあつては、走行距離1キロメートルにつき10円とする。

2 前項に規定する走行距離に1キロメートル未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てる。

(宿泊料基準額等)

第14条 旅費条例第12条に規定する人事委員会が定める額は、宿泊施設が所在する都道府県の区分に応じて、1泊につき別表第1に定める額とする。

- 2 旅費条例第12条ただし書に規定する人事委員会が定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊料基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。
- (1) 宿泊を伴う会議、講習会等において主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
  - (2) 特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和27年長野県条例第75号）の規定により旅費の支給を受ける者に随行し、当該者と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障があるとき。
  - (3) 児童又は生徒の修学旅行等の旅行に付添い又は引率し、宿泊施設において行動を共にするため、児童又は生徒と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障があるとき。
  - (4) 児童又は生徒の宿泊を伴う旅行に付添い又は引率し、児童又は生徒の安全の確保又は緊急時における迅速な対応のため、児童又は生徒の宿泊する宿泊施設の近隣の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障があるとき。
  - (5) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

（食卓料の額）

第15条 旅費条例第14条第1項に規定する人事委員会が定める額は、1夜につき2,200円の定額による。

（移転料の算定方法等）

第16条 旅費条例第16条第1項に規定する人事委員会が定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、旧居住地から新居住地までの距離の区分に応じて、別表第2に定める額を移転料の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が、当該定める額を超えるときは、複数の運送業者の見積りの中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を移転料の額とする方法とする。
- (2) 旅行者が宅配便又は自家用車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、旧居住地から新居住地までの距離の区分に応じて、別表第2に定める額を移転料の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号ただし書の規定により算定した額を超えるときは、当該算定した額が別表第2に定める額を超えるときに限り、当該算定した額を移転料の額とする方法とする。

2 前項の規定による算定に当たつては、旅費条例の規定により他の種目として支給を受ける費用及び人事委員会が別に定める費用を除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した移転料の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（着後手当の額）

第17条 旅費条例第17条第1号に規定する人事委員会が定める額は、自ら居住するための住宅（賃間を含む。）を借り受ける際に現に支払った額（家賃又は敷金に相当するものを除く。）とする。ただし、1月当たりの家賃が5万2,000円を超える場合にあつては、5万2,000円に、当該借り受ける際に現に支払った額を1月当たりの家賃で除して得た数値を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（移転雑費の額）

第18条 旅費条例第18条に規定する人事委員会が定める額は、2万円の定額による。

（通勤手当との調整）

第19条 旅行者が一般職の職員の給与に関する条例第18条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であつて、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

（年度経過による区分）

第20条 移動中における年度の経過のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転料のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

第6条中「第11条」を「第6条第1項」に、「第4条第2項第1号」を「第6条第2項第1号」に改め、「の各号」を削り、同条を第8条とし、第5条を第7条とする。

第4条第2項中「の各号」を削り、同条を第6条とする。

第3条中「の規定により支給することができる旅費」を「に規定する人事委員会が定める」に改め、同条第1号中「交通機関等」を「交通手段」に、「等の切符類」を「、航空券等」に改め、「（次号において「切符類」という。）」を削り、「以下この条」を「次号」に、「額。」を「額」に改め、同号ただし書を削り、同条第2号中「（切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額）」を削り、「額。」を「額」に改め、同号ただし書を削り、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

旅費条例第3条第5項に規定する人事委員会が定める事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 旅費条例第3条第5項に規定する者の責めに帰することができない事情

(2) 前条第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の交通機関の事故又は天災その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（遺族の旅費）

第3条 旅費条例第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じて計算した遺族の居住地から死亡地までの往復に要する職員相当の旅費
- (2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新居住地までの職員相当の旅費
- 2 旅費条例第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じて計算した遺族の居住地から帰住地までの職員相当の旅費（宿泊料及び包括宿泊費を除く。）とする。
- 3 遺族が前2項に規定する旅費の支給を受ける順位は、旅費条例第2条第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（旅行変更等の場合における旅費）

第4条 旅費条例第3条第4項に規定する人事委員会が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 旅費条例第3条第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
- (2) 旅費条例第3条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について第2条第2項並びに旅費条例第16条及び第19条に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
- 2 旅費条例第3条第4項に規定する人事委員会が定める基準は、次に掲げるところによる。
  - (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転料のうちこれらに相当する部分を含む。）については、旅費条例第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、当該各条及び旅費条例第5条の規定により計算した額と現に支払った額で、所要の払戻し手続を執つたにもかかわらず、払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続を執つたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額の合計額
  - (2) 宿泊料、包括宿泊費、移転料、着後手当（食卓料に相当する部分を除く。）及び家族移転料（食卓料に相当する部分を除く。）については、当該各種目について旅費条例第5条、第12条、第13条、第16条、第17条及び第19条第1項の規定により計算した額と現に支払った額で、所要の払戻し手続を執つたにもかかわらず、払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続を執つたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額の合計額
  - (3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

附則の次に次の別表を加える。

（別表第1）（第14条関係）

都道府県	額
北海道	円 13,000
青森県	11,000
岩手県	9,000
宮城県	10,000
秋田県	11,000
山形県	10,000
福島県	8,000
茨城県	11,000
栃木県	10,000
群馬県	10,000
埼玉県	19,000
千葉県	17,000
東京都	19,000
神奈川県	16,000
新潟県	16,000
富山県	11,000

石川県	9,000
福井県	10,000
山梨県	12,000
長野県	11,000
岐阜県	13,000
静岡県	9,000
愛知県	11,000
三重県	9,000
滋賀県	11,000
京都府	19,000
大阪府	13,000
兵庫県	12,000
奈良県	11,000
和歌山県	11,000
鳥取県	8,000
島根県	9,000
岡山県	10,000
広島県	13,000
山口県	8,000
徳島県	10,000
香川県	15,000
愛媛県	10,000
高知県	11,000
福岡県	18,000
佐賀県	11,000
長崎県	11,000
熊本県	14,000
大分県	11,000
宮崎県	12,000
鹿児島県	12,000
沖縄県	11,000

(別表第2) (第16条関係)

距離	額
50キロメートル未満	円 107,000
50キロメートル以上100キロメートル未満	123,000
100キロメートル以上300キロメートル未満	152,000
300キロメートル以上500キロメートル未満	187,000

500 キロメートル以上1,000 キロメートル未満	248,000
1,000 キロメートル以上1,500 キロメートル未満	261,000
1,500 キロメートル以上2,000 キロメートル未満	279,000
2,000 キロメートル以上	324,000

(長野県人事委員会事務処理規則の一部改正)

第2条 長野県人事委員会事務処理規則（昭和39年長野県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2の6中「第28条第2項」を「第22条第2項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中第2条の改正規定（移転料、着後手当、移転雑費及び家族移転料に係る部分に限る。）、第21条の前に12条を加える改正規定（移転料、着後手当、移転雑費及び家族移転料に係る部分に限る。）、第2条の次に2条を加える改正規定（移転料、着後手当、移転雑費及び家族移転料に係る部分に限る。）及び附則の次に別表を加える改正規定（別表第2に係る部分に限る。）並びに附則第3項の規定は、同年3月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の旅費に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定（移転料、着後手当、移転雑費及び家族移転料に係る部分を除く。）は、この規則の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 改正後の規則の規定（移転料、着後手当、移転雑費及び家族移転料に係る部分に限る。）は、令和8年3月1日以後に採用された職員又は同日以後に転任を命ぜられた職員の当該採用又は転任に係る旅行又は住所若しくは居所の移転について適用し、同日前に採用された職員又は同日前に転任を命ぜられた職員の当該採用又は転任に係る旅行又は住所若しくは居所の移転については、なお従前の例による。

人事委員会事務局